



放課後児童クラブ夏休み限定入所のしおり

放課後児童クラブとは…

保護者が共働き家庭やひとり親家庭などの理由で、平日の放課後や土曜日・夏休みなどの学校休業日の昼間に、児童を育成できる方が家庭にいない場合、児童に安心・安全な居場所を提供します。

募集クラブ

※別紙を参照してください。

開設期間

夏休み期間 終業式翌日～8月31日 午前7時30分～午後7時

※日曜・祝日を除く

※土曜日は中学校区単位で合同保育を実施。開所クラブは別紙を参照してください。

対象児童

- ・市内の小学校に就学し、保護者（両親や65歳未満の同居の祖父母）が、就労等の理由により昼間育成できない児童。
- ・就労の場合、就労時間が1日4時間（休憩時間除く）以上、月に15日以上の就労を常態としていること。
- ・保護者、祖父母等による児童の送迎が可能な方。

申込期間

6月1日～6月30日 ※期限を過ぎた場合は夏休み限定入所の利用はできません。

申込方法

電子申請、郵送、子ども若者支援課窓口（開庁時間のみ）

※電子申請による申込は別紙を参照してください。

必要書類

様式は子ども若者支援課で配布または知多市ホームページに掲載しています。

- ① 放課後児童クラブ利用申込書（第1号様式）※きょうだい入所は児童の人数分必要。
- ② 入所を必要とする理由を証明する書類※きょうだい入所の2人目以降は不要。
次ページ一覧表を参照
- ③ 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳をお持ちの児童は、手帳の障がい等級がわかる箇所のコピー、発達障がいのある児童は、医師の診断書（コピー可）
- ④ 登録児童調査票※きょうだい分まとめて記入可能
- ⑤ 登所予定表

入所を必要とする理由を証明する書類

下表のいずれかの書類が必要です。

※両親の分及び65歳未満の祖父母が同居している場合は祖父母の分も必要です。

入所事由		必要書類
就労	居宅外または居宅内で労働している（自営業、農業等を含む）	・就労証明書（第2号様式）
出産	保護者が出産予定である 入所期間：産前6週目から産後8週目に当たる月の月末まで	・母子手帳のコピー （出産予定日記載箇所）
病気障がい	疾病、負傷している状態にある、または心身に障がいがある	・児童を育成できない理由書 ・次のいずれかの書類 ① 障害者手帳のコピー ② 育成困難と記載された医師の診断書（コピー可）
介護看護	同居および別居の親族を常時介護・看護している	・児童を育成できない理由書 ・常時介護・看護が必要と書かれた医師の診断書（コピー可） ・次のいずれかの書類（所持者のみ） ① 身体障害者手帳等のコピー ② 介護保険証のコピー等
災害	災害の復旧にあたっている	・児童を育成できない理由書 ・罹災証明書
就学	就学している	・在学（入学）証明書、合格通知書等 ・カリキュラム等授業のスケジュールが分かるもの
その他	上記以外	・児童を育成できない理由書等

育成料等 ※支払い後に辞退をされても返金できません。

育成料	17,000円/人
損害保険料	800円/人（傷害・賠償責任保険）
育成料の減免・減額 （②、③の重複減額不可）	①生活保護世帯：申し出により、全額免除 ②ひとり親世帯：申し出により、3,500円減額 ③複数児童入所世帯：2人目以降の児童の育成料を3,500円減額

●**支払い方法**

利用が決定した方に納付書を送付します。指定の期日までに金融機関などで入金してください。

●**損害保険への加入（傷害・賠償責任）**

児童クラブでは事故等に備えて、市で指定する損害保険へ全員加入をしていただきます。

保険料は保護者負担で、加入手続きは、子ども若者支援課が行います。利用が決定した方に納付書を送付します。指定の期日までに金融機関などで入金してください。

児童クラブの生活

●用意するもの

○着替え用衣類

- ・タオル、上下1着、下着、靴下等を袋に入れて持参してください。
- ・汗をかいた時等に着替えますので、お迎え時には着替え袋の中身を確認いただき、随時入れ替えをお願いします。

○お茶（水筒）

- ・お茶（水筒）は、季節を問わず毎日持たせてください。
- ・予備として児童クラブに未開封のペットボトルを常に1本置いておくようにしてください。児童クラブから、お茶の提供はしません。

○お弁当

- ・育成時間中に児童が昼食を買いに行くことはできません。
- ・お弁当を冷蔵庫に入れることはできません。

○おやつ

- ・おやつは、保護者で用意してください。前日のお迎え時に、翌日分を児童クラブへ持参してください。翌日のおやつの時間に食べます。
- ・おやつは、おやつ袋に入る大きさで、常温で保管できるものにしてください。



おやつ袋を
用意してください

●登所・降所（帰宅）

- ・登所、降所は必ず開所時間内（7：30～19：00※閉所）に行うよう厳守願います。
- ・登所・降所時は、必ず保護者がクラブ室内まで来ていただき、指導員に声をかけてください。駐車場で児童だけを降ろして、児童だけで登所しないようにしてください。
- ・保護者以外の方がお迎えの場合は、事故防止のため、代理の方の名前・関係等を事前に児童クラブへ連絡してください。事前に連絡がない場合は、保護者の方へ連絡を取らせていただきます。原則、未成年によるお迎えはできません。
- ・忘れ物があっても児童帰宅後は対応できませんので、充分注意してください。
- ・車は指定した場所に止め、路上駐車は禁止です。事故・盗難の責任は一切負いません。

●育成時間中のクラブ外の活動等への参加

塾、習い事などのため児童クラブを途中で抜けた後、再度登所することはできません。

●各種連絡

- ・ 欠席、お迎え時間の変更については、必ず保護者が前日までに、児童クラブへ直接お知らせください。 児童の口頭での連絡は認めていません。
- ・ 児童の体調不良等は必ず指導員にお知らせいただき、体調不良の際には、無理をして登所させないでください。

緊急時の対応

けが	児童クラブで育成中に負ったけがは、保護者に連絡し、けがの状態により病院へ連れて行きます。
病気・感染症	熱がある場合や病気を発症した場合、指導員が健康上いつもと様子が違うと判断した場合は、保護者に連絡し、お迎えをお願いします。指導員が服薬に携わることはできません。また、感染症等の場合は、登所できません。
暴風警報 (台風等)	暴風警報発令時は、閉所となります。警報解除後の対応は以下のとおりです。 午前5時30分までに解除 … 通常とおり開始 午前11時までに解除 … 解除後2時間後から開始 午前11時以降に解除 … 閉所
特別警報 (大雨・暴風等)	特別警報発令時は、閉所となります。警報解除後の対応は以下のとおりです。 午前5時30分までに解除 … 通常とおり開始 午前6時30分までに解除 … 解除後2時間後から開始 午前6時30分以降に解除 … 閉所
地震	以下の場合、閉所となります。 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時 ・震度5弱以上の地震が発生した時 地震発生後、概ね2時間を経過してもお迎えのない児童は、指導員が引率し、広域避難場所（小学校体育館）に移動させます。児童クラブの再開については、子ども若者支援課が被災状況及び余震の沈静化状況から判断します。

放課後児童クラブ一覧

※市外局番にご注意ください。

放課後児童クラブ名	所在地	電話 (FAX)
八幡放課後児童クラブ	八幡字里之前 84 番地 (八幡小学校内)	0562-77-0751
つつじが丘放課後児童クラブ	つつじが丘 4 丁目 26 番地 (つつじが丘小学校内)	0562-56-0693
新田放課後児童クラブ	八幡字鍋山 6 5 番地 (新田小学校内)	0562-77-3730
佐布里放課後児童クラブ	佐布里字五明 26 番地 (佐布里小学校内)	0562-77-0110
新知放課後児童クラブ	新知字廻間 1 番地 (新知小学校内)	0562-51-8252
岡田放課後児童クラブ	岡田字段戸坊 1 番地 (岡田小学校内)	0562-77-4241
旭北放課後児童クラブ	日長字白山 50 番地 (旭北小学校内)	0562-77-4836
旭東放課後児童クラブ	大興寺字広目 10 番地 (旭東小学校内)	0562-51-8052
旭南放課後児童クラブ	金沢字向山 1 番地 (旭南小学校内)	0569-77-2899
南粕谷放課後児童クラブ	南粕谷本町 3 丁目 77 番地 (南粕谷小学校内)	0569-77-0633

※知多市の放課後児童クラブは、民間事業者に運營業務の一部を委託しています。

お問い合わせ

知多市役所 福祉子ども部子ども若者支援課

〒478-8601 知多市緑町 1 番地

電話 0562-36-2656 (直通) FAX 0562-33-8844

E-mail kodomo@city.chita.lg.jp